

基本の柱  
**3**

## DV被害者の一時保護体制の充実

### 重点目標 (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保

#### 【現状と課題】

- DV被害者の一時保護件数は、平成22年度は59件となっており、ここ数年大きな変動はありません。また、被害者は20歳代から40歳代が7割を超えることから、同伴者の8割が小学生以下の子どもです。
- DV被害は、時として生命をも脅かす場合があり、被害者の保護にあたっては、被害者や同伴者の安全の確保を最優先に、迅速な対応が必要です。そのため、警察等との連携により、安全を確保するとともに、24時間受け入れが可能な一時保護体制の整備が必要です。

#### 【今後の取組】

関係機関の連携により、24時間安全に保護できる体制を整えます。

| 取組項目) ① 迅速な一時保護の実施   |                             |
|--|-----------------------------|
| ●警察等と連携した安全の確保<br>被害者の保護にあたっては、一時保護所までの移動など、必要に応じて警察や市町村、福祉保健所等と連携して、安全を確保します。                                     | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>警察本部 |
| ●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立<br>遠隔地等の理由で、直ちに一時保護所での保護が困難な場合は、警察や市町村等との連携により、地域において緊急避難を講ずるなど、いつでも、どこでも迅速に保護できる体制を整えます。 | 女性相談支援センター<br>警察本部          |
| ●県域を越えた広域での保護体制の整備<br>被害者の安全を確保するために他県へ避難する事例などは、転出先の関係機関と連携を図って保護できる体制を整えます。                                      | 女性相談支援センター                  |

保護命令の活用などにより、被害者と同伴者の安全を図ります。

| 取組項目) ② 同伴者を含めた安全の確保  | 担当課等  |
|---|---|
| <p>●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援<br/>被害者の安全を確保するうえで、保護命令は有効な手段となることから、保護命令制度について情報提供や助言、また、申し立ての際の証明など手続の支援を行います。</p>       | 女性相談支援センター<br>警察本部                            |
| <p>●関係機関に対する秘密の保持の徹底<br/>保護命令申し立て後、発令までの期間は加害者の追跡が厳しくなる可能性があります。関係機関が連携して情報共有する一方で、被害者の所在などの情報が決して洩れることのないようにします。</p> | 女性相談支援センター<br>福祉保健所<br>児童相談所<br>教育委員会<br>警察本部 |
| <p>●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備<br/>一時保護所では、警察との連携による巡回や所内警備の充実などにより、入所者の安全を確保します。</p>                                 | 女性相談支援センター<br>警察本部                            |



## 重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実

### 【現状と課題】

- 一時保護される被害者は、長い期間のDV被害により心に深い傷を負い、場合によつては通常の社会生活を送るまでにかなりの時間を要する状況です。そのため、入所中から心のケアを行い、心の健康を取り戻す必要があります。
- 同伴の子どもたちは、家庭でDV被害を目撃するだけでなく、子ども自身も暴力にさらされている場合があります。そうした生活の中で、子どもも心が傷つく一方で、暴力を覚え、安易に問題解決の手段として暴力を選択してしまう危険性をはらんでいますので、子どもに対するケアを充実させ、暴力の連鎖を断ち切ることが重要です。
- 本県では、南海地震が近い将来起こると言われています。災害が起きた時に、入所者の安全の確保を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能が停止しないように代替施設の確保などを検討する必要があります。

### 【今後の取組】

被害者の自立に向け、心理面でのケアを行います。

| 取組項目）① 被害者の心理ケアの充実   | 担当課等       |
|--|------------|
| <p>● 専門機関との連携による心の健康の回復支援</p> <p>心理検査やアサーション・トレーニング（※）、カウンセリングを行うなど、被害者の心のケアを図るとともに、必要に応じて医療機関につなぎます。</p> <p>※アサーション・トレーニング<br/>自分や相手の人権を尊重したうえで、自分の意見や気持ちをその場に適切な言い方で表現するトレーニング</p> | 女性相談支援センター |
| <p>● 心理ケア担当による心の健康回復支援</p> <p>心理ケア担当による被害者の心のケアを行います。</p>  | 女性相談支援センター |

傷ついた子どもに寄り添ったケアを行います。

| 取組項目）② 子どもの心身のケアの充実   | 担当課等                   |
|---|------------------------|
| <p>● 児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施</p> <p>DVは、児童虐待につながる場合もあることから、児童相談所等との連携により、同伴している子どもの心身のケアを図ります。</p>   | 女性相談支援センター<br>児童相談所    |
| <p>● 療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応</p> <p>DV家庭で育つ子どもの中には、発達障害等の心配があるものの早期に発見されず、専門機関等につながっていない場合や、加害者によって治療が妨げられている場合があります。子どもと接する中で、そうした様子が見受けられたら、療育福祉センターと連携して適切な対応を行います。</p> | 女性相談支援センター<br>療育福祉センター |

一時保護期間中の子どもに対する保育や教育の機会を確保します。

| 取組項目) ③ 保育、学習支援の充実  | 担当課等                |
|---|---------------------|
| <p>● 安心して遊ぶことのできる環境の整備<br/>子どものストレスを和らげ、心を癒すために遊びの場を提供することは大切なことですので、保護所内のスペースや、関係機関と連携して安全な場所で遊ぶ機会を設けます。</p> | 女性相談支援センター<br>教育委員会 |
| <p>● 学校と連携した一時保護所での教育支援<br/>一時保護期間中で通学できない子どもに対しては、学校と連携しながら教員OBによる学習の機会を提供します。</p>                           | 女性相談支援センター<br>教育委員会 |
| <p>● 就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援<br/>高等学校等の授業料免除及び奨学金の貸付制度や、大学・専門学校の奨学金貸付制度等の情報を提供することで、子どもの将来の夢を応援します。</p>       | 女性相談支援センター<br>教育委員会 |

地震や水害などの不測の事態に備え、施設の安全体制を整えます。

| 取組項目) ④ 災害に備えた体制づくり  | 担当課等                       |
|--|----------------------------|
| <p>● 設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策<br/>一時保護所の耐震対策や避難訓練などを行い、災害の際の入所者の安全を確保します。</p>          | 女性相談支援センター                 |
| <p>● 備蓄等の充実<br/>災害時には、周囲から孤立する危険性もあることから、一定期間生活に支障が出ない程度の物資の備蓄に努めます。</p>             | 女性相談支援センター                 |
| <p>● 代替施設による事業の継続<br/>配偶者暴力相談支援センターが災害を受けた場合を想定し、同センターの機能を果たすことができる代替施設の検討を進めます。</p> | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |



## 重点目標 (3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

### 【現状と課題】

- 一時保護は、県自らのほか、民間施設等への委託により行っていますが、委託先は県内を網羅しているとはいえない状況です。また、被害者や同伴者の多様化により、施設のバリアフリーが求められるなど、一般的な施設での対応が困難な事例も考えられます。
- 一時保護の入所者は、高知市に居住している方が大半を占めており、郡部の利用者は少ない傾向にあります。これは、郡部ほど子どもの通学や親の介護をはじめ経済的な問題などで、地元を離れることが困難となっている場合があるためです。
- 地元を離れがたい被害者の安全を確保するために、より身近な地域での一時保護を可能とするとともに、障害者等の一時保護の際には、障害者向け施設等を活用できるように検討を進める必要があります。

### 【今後の取組】

郡部における一時保護へのニーズに対応します。

| 取組項目) ① 郡部における一時保護施設の確保  | 担当課等       |
|--|------------|
| ● 郡部における一時保護施設の確保<br>家族の事情などにより、遠隔地への避難が困難な郡部の被害者のために、民間施設への委託等により、一時保護施設の確保に努めます。 | 女性相談支援センター |

民間支援施設等との連携により、適切な一時保護を行います。

| 取組項目) ② 民間支援施設等との連携  | 担当課等                       |
|--|----------------------------|
| ● 民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実<br>一時保護所が満室であったり、同伴者が中高生の男子の場合であっても、民間シェルターへの委託により、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。 | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
| ● 障害者及び高齢者施設の活用の検討<br>被害者又は同伴者が障害者や高齢者の場合などに備え、専用施設の活用の方策について検討を進めます。                                      | 高齢者福祉課<br>障害保健福祉課          |